

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

一時預かり事業を利用する保護者の皆様へ

【利用料】

- 3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける**必要**があり、**認可保育所と同じ認定基準**になりますので、裏面をご参照ください。認定に伴う添付書類を取得、記載し、申請書と一緒に提出ください。
- 手続きについて
申請書に記載の上、事業所・施設に提出ください。
※ 申請書については、【**幼児教育・保育無償化に係る施設等利用給付認定**】のページを参照ください。
- ・ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
(法第30条の4第2号・3号)
- ・ 就労証明書等添付書類

【一時預かり事業を利用し、他の施設・事業の併用について】

一時預かり事業を利用し、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を併用して利用する場合は、上記の上限額内であれば、無償化の対象になります。

※ 認可保育所及び幼稚園を利用している方が一時預かり事業を利用する場合は、無償化の対象とはなりません。

【保育の必要性の認定に係る事由について】

- 1 就 労 1か月に64時間以上の労働(パート、内職、派遣、自営、就農を含む)を常態としていること。
就労時間には、通勤時間及び残業時間は含まず、法定休憩時間を含む。
- 2 就 学 学校または職業訓練校(通信教育はのぞく)に在学していること。
- 3 出 産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 4 疾病・障害 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- 5 介護・看護 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 6 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 7 求職活動 求職活動(起業準備、利用内定後に求職活動を行う予定を含む)を継続的に行っていること。
- 8 育休継続 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- 9 その他 その他市長が認める場合